

## -平成27年度改正で、どう変わる？相続税・贈与税6-

前回に引き続き「相続税・贈与税」について執筆していきたいと思います。

### 平成27年1月1日以後の相続発生からの相続税の変更点

#### 1 相続税の基礎控除額引き下げと税率構造の改正

##### (1) 相続税基礎控除額の引き下げ

相続税の基礎控除額が従前の60%の水準に引き下げられています。

基礎控除額

5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数 (平成26年12月31日まで)

↓

3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数 (平成27年1月1日以後)

##### (2) 税率構造の改正

相続税の税率構造の見直しが行われ、法定相続分に応ずる取得金額6億円超の区分に55%の税率が設けられました。

#### 2 未成年者控除及び障害者控除の引き上げ

未成年者控除及び障害者控除について、昭和63年の改正時からの物価動向等をふまえて、控除額が引き上げられました。

未成年者控除	改正前	20歳まで1年につき6万円
	改正後	20歳まで1年につき10万円

障害者控除	改正前	85歳までの1年につき6万円 (特別障害者については12万円)
	改正後	85歳までの1年につき10万円 (特別障害者については20万円)

#### 3 小規模宅地等の評価減額特例の改正

##### (1) 特定居住用宅地等の特例の面積拡充

特定居住用宅地等については、適用対象面積が330㎡ (改正前240㎡) に拡充されました。

##### (2) 特定居住用宅地等の特例と特定事業用宅地等の特例の完全併用

選択する宅地等のすべてが特定事業用宅地等及び特定居住用宅地等である場合には、それぞれの適用対象面積まで、最大で730㎡まで適用可能となりました。